

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年7月14日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

請求人に返還を求めた「発生資力」（本件処分通知書参照）について、発生資力源はパート収入、物販収入と2種類あるが、物販収入として収入申告した際、税務処理では経費と認められている仕入れ経費を全額は控除されることなく、売上としてのみ計上されているため返還額が大きくなりすぎてしまい、生活保護廃止から1年たった今、生活をなんとか維持しなければならない状態のなか（収入は相対的貧困レベル）返還不能な金額の決定となっている。仕入れ経費を全額さしひいて頂き、正しい純利益のみでの返還額に計算しなおしていただくことが〇〇市でできないため、この処分に対して不服申立てをする。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 4 年 1 月 2 8 日	諮問
令和 4 年 3 月 2 2 日	審議（第 6 5 回第 2 部会）
令和 4 年 5 月 2 7 日	審議（第 6 6 回第 2 部会）

第 6 審理員の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

法 5 条は、上記の法の規定は、法の基本原理であって、法の解釈及び運用は、全てこの原理に基づいてなされなければならないと規定している。

また、法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入（就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入）がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 費用返還義務

ア 法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法63条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うすることとしている。」（東京高等裁判所平成25年（行コ）第27号事件・平成25年4月22日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載。なお、同判決は最高裁判所において上告棄却により確定している。）と解されている。

イ また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）

1・(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」等を控除して差し支えないとしている（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）。

(3) 収入申告義務及び収入認定

ア 収入申告義務

法 6 1 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

イ 収入認定の原則について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第 8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前 3 箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定することとされている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 1 0・2・(7)・オのなお書きによれば、保護継続中の者が新たに就労した場合であって、当該新規就労による収入を当該月の収入として計上することが不相当であると認められる場合に限り、当該収入をその翌月の収入として計上して支給額の算定を行うこと、また、この取扱いの適用をうけた者にかかる翌月以降の収入の認定は、当該月の収入をその翌月の収入とみなして取扱うものであることとされている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集 2 0 1 7」（以下「運用事例集」という。）問 7 - 1 によれば、保護継続中の新規就労開始以外の場合においても、当月の収入を翌月の収入として計上すべき事情がある場合には、当該収入を翌月の収入と見なして計上することとして差し支えないとされている。

ウ 農業以外の事業による収入

次官通知の第 8・3（認定指針）・(1)・ウ・(ア)によれば、農業以外の事業により収入を得ている者については、その事業の種類に応じて、実際の収入額を認定することとされ、同・(イ)は、その収入を得るための必要経費として、(4)（勤労に伴う必要経費・別表「基礎控除額表（月額）」（以下「基礎控除額表」という。）の額）によるほか、店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定することとされている。

エ 勤労（被用）収入

次官通知の第 8・3（認定指針）・(1)・ア・(ア)によれば、官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定することとされ、同(イ)によれば、勤労収入を得るための必要経費としては、基礎控除額表の額によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定することとされている。

オ 基礎控除の方法

また、局長通知第 8・3・(1)・アによれば、基礎控除は、当該月の就労に伴う収入金額に対応する基礎控除額表の収入金額別区分に基づき認定することとされ、同・イによれば、基礎控除の収入金額別区分は、勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、農業以外の事業収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び取扱通知は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく、法の処理基準に当たるものである。また、運用事例集による上記取扱いは、局長通知の収入認定の取扱いの基準の適用に当たって、合理性が認められるものである。

2 本件処分についての検討

(1) これを本件についてみると、処分庁は、請求人の平成31年2月分及び3月分の自営収入について、請求人に対し、必要経費の資料を求めていたところ、令和2年7月3日に至って、請求人から同年3月25日に提出した本件資料で収入額を認定してほしい旨の連絡があったことが認められる。

そこで、処分庁は、本件資料を検討し、USB充電器を除き、領収書等の挙証資料が添付されているものを必要経費として認めることとし、同年2月分については8,440円を、同年3月分については31,655円をそれぞれ必要経費として自営収入から控除することとしたことが認められる。

(2) また、基礎控除の収入金額別区分は、局長通知によれば、勤労収入については、通勤費等の実費を控除する前の収入額により、農業以外の事業収入については、事業必要経費を控除した後の収入額によることとされているところ(1・(3)・オ)、処分庁は、局長通知に基づき、平成31年2月分は、自営収入について、控除後の額160,509円により基礎控除額を29,600円と認定し、同年3月分は、自営収入については同様に控除後の額、勤労収入については控除前の額とし、その合算額132,642円により基礎控除額を26,800円と認定したことが認められる。

(3) そして、運用事例集によれば、当月の収入を翌月の収入として計上すべき事情がある場合には、当該収入を翌月の収入と見なして計上することとして差し支えないとされているところ、処分庁は、移管前の福祉事務所で、当月分の自営収入を翌月の収入として認定していたことから、平成31年2月分及び3月分の自営収入をそれぞれ同年3月及び4月の収入としてそれぞれ認定したことが認められる。

(4) 以上により、処分庁は、請求人の平成31年3月の収入認定額を130,909円(自営収入168,949円－必要経費8,440円－基礎控除額29,600円)とし、同年4月の収入認定額を105,842円(自営収入162,852円－必要経費

31,655円＋勤労収入1,445円－基礎控除額26,800円)とし、それらを合算して収入認定額を236,751円としたことが認められる。

- (5) そして、処分庁は、同年3月分及び4月分の支給済み保護費の合計が、上記収入認定額を下回る225,212円であったことから、この225,212円について、法63条の規定に基づき、返還を求めることを決定したものである。

ところで、処分庁は、平成31年4月の収入認定額の算定の際に、勤労収入1,445円から必要経費18円を控除しないまま収入認定している誤りが認められ、正しい収入認定額は、236,733円と解される。

しかし、本件処分の返還金額は、上記のとおり、収入認定額を下回る225,212円であるため、この誤りは、返還金額に影響を及ぼさない。

- (6) さらに、処分庁は、本件処分に当たって自立更生免除について検討していないが、2月分及び3月分の収入申告がすみやかにされていれば、保護変更決定処分による収入認定により処理されていた事案であり、また、既に収入増により令和元年5月1日付けで保護廃止となっている請求人については、「全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」(上記1・(2)・イ参照)に該当するとも認められないから、この処分庁の判断が不合理なものとはいえない。

- (7) 以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の規定に則ってなされたものと認められ、上記(5)の計算誤りを除き、違算等も認められないことから、これを違法、不当と評価することはできない。

- 3 請求人は、上記第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかし、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のおおりに、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のおおりに判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙 (略)